

様式第3号(第11条関係)

審 議 会 等 調 書

名称	佐伯市都市計画審議会		
設置目的	都市計画法によりその権限に属させられた事項の調査審議を行う。 市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行う。		
設置根拠等	都市計画法第77条の2第1項 佐伯市都市計画審議会条例第2条		
設置年月日	平成17年3月3日	委員数	15人以内
審議事項等	都市計画の決定及び変更（佐伯市決定）に関する調査審議 例 地域地区 （用途地域、特別用途地区、高度利用地区、準防火地域など） 地区計画 都市施設 （都市計画道路、都市計画公園、下水道、汚物処理場、 ごみ焼却場、火葬場など） 市街地開発事業 （土地区画整理事業、市街地再開発事業など）		
事務局担当課名	都市計画課 電話番号 22-3114		
備考			